

議第45号

京都市衛生公害研究所条例の一部を改正する条例の制定について
京都市衛生公害研究所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年 2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市衛生公害研究所条例の一部を改正する条例
京都市衛生公害研究所条例の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

京都市衛生環境研究所条例

第1条中「公害の防止」を「環境の保全」に、「京都市衛生公害研究所」を「京都市衛生環境研究所」に改める。

第2条本文中「京都市衛生公害研究所」を「京都市衛生環境研究所」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

別表第1の7備考1中「衛生公害研究所」を「衛生環境研究所」に改める。

3 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1保健衛生関連施設の項中「衛生公害研究所」を「衛生環境研究所」に改める。

4 京都市職員の定年等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「衛生公害研究所」を「衛生環境研究所」に改める。

提案理由

京都市衛生公害研究所の名称を変更する必要があるので提案する。